公益財団法人日本バスケットボール協会
3x3 基本規程

第１章　総　　則 …… Ｐ２
第２章　定　　義 …… Ｐ３～４
第３章　組　　織 …… Ｐ５～７
第４章　選　　手 …… Ｐ８～１０
第５章　審　　判 …… Ｐ１１
第６章　指　導　者 …… Ｐ１２
第７章　JBA３ｘ３公認オーガナイザー …… Ｐ１３～１４
第８章　３ｘ３競技大会 …… Ｐ１５～１８
第９章　事　　業 …… Ｐ１９
第１０章　会旗および標章 …… Ｐ１９
第１１章　表　　彰 …… Ｐ１９
第１２章　懲　　罰 …… Ｐ１９
第１３章　ドーピングの禁止 …… Ｐ１９
第１４章　改　　正 …… Ｐ１９
第１５章　附　　則 …… Ｐ１９～２０

第１章　総則

第1条〔趣旨〕

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「本協会」という）の定款第50条の規程および本協会の基本規程に基づき、本協会における 3x3 組織および運営に関する基本原則を定める。

第２条〔遵守義務〕

① 本協会に登録するオーガナイザー等、および個人（選手、指導者等のスタッフ、審判員および役職員その他の関係者、以下本規程において「選手等」という）は、本協会の定款、基本規程、および本規程、またはこれに付随する諸規程ならびに国際バスケットボール連盟（以下「ＦＩＢＡ」という）およびＦＩＢＡ ＡＳＩＡの諸規程ならびにスポーツ仲裁裁判所（以下「ＣＡＳ」という）および一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「ＪＳＡＡ」という）の仲裁関連規則のほか､本協会、ＦＩＢＡおよびＦＩＢＡ ＡＳＩＡならびにＣＡＳおよびＪＳＡＡの指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。

② オーガナイザー等および選手等は、本協会がやむを得ないと認める場合を除き、本協会およびＦＩＢＡの許可なしには、本協会以外の他国の各国バスケットボール協会に加盟することはできず、また、他国の各国バスケットボール協会の所轄におけるその主催試合および競技会に参加することはできない。

③ オーガナイザー等および選手等は、ＦＩＢＡまたはＦＩＢＡ ＡＳＩＡによって正式に定められかつ本協会ならびにこれらの団体および個人が服するべきとされた国際競技カレンダーならびに国際試合または国際大会に関する規程等を遵守するものとする。

④ 人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程およびその附属規程に従って懲罰の理由とされることがある。

第２章　　定義

第１節　総則

第３条〔趣旨〕

本章は、日本国内において開催される 3x3 競技大会および 3x3 組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、本協会基本規程に準じる。

第２節　定義

第４条〔定義〕

本規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）3x3 競技大会

試合、イベント等、全ての 3x3 の催し

（２）開　催

3x3 競技大会を行うこと

（３）主　催

自己の名義において 3x3 競技大会を開催すること

（４）共同主催（共催）

共同の名義において 3x3 競技大会を開催すること

（５）主　管

3x3 競技大会の運営を委託を受けて実施すること

（６）後　援

他者の主催する 3x3 競技大会を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）

（７）協　力

他者の主催する 3x3 競技大会に物品を供与し、または一定の許諾を与える等の方法により、協力すること

（８）特別協賛（冠協賛）

他者の主催する 3x3 競技大会に金銭その他の経済的援助を行い､その代償として自己の名称、商標等を、3x3 競技大会の名称に使用する権利を得ること

（９）協　賛

他者の主催する 3x3 競技大会に金銭その他の経済的援助を行い､その代償として、一定の権利を得ること

（１０）推　薦

他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、バスケットボール界または本協会にとって良質または好ましいものとして本協会が認知すること

（１１）公　認

本協会が、他者の主催する 3x3 競技大会または他者の製造･販売する用具、施設その他の物品等を公式なものとして許諾すること

（12）オーガナイザー

3x3 競技大会を開催する団体または個人

（１３）FIBA 3x3 Planet

FIBA が運営管理を行う選手大会運営管理システム

（14）Team JBA 3x3

本協会が運営管理を行う、競技者・オーガナイザー登録システム

（１５）FIBA 承認 3x3 競技大会

FIBA Planet に登録された 3x3 競技大会

（１６）JBA 3x3 競技大会

JBA3x3 公認オーガナイザーが主催する３x３競技大会

（１７）JBA 3x3 公認 オーガナイザー

本協会により、JBA3x3 競技大会を開催する権利を与えられ TeamJBA3x3 に登録した団体または個人

第３章　　組織

第１節　総則

第５条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会における 3x3 組織を構成する機関およびその運営に関する事項について定める。

第２節　3x3 推進委員会

第６条〔組織および委員〕

① 3x3 推進委員会は、委員長および若干名の委員を持って構成する。

② 3x3 推進委員会の委員長は、理事会の承認を得て決定をする。

第７条〔委員の任期〕

① 3x3 推進委員会の委員長および委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

② 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期期間とする。

③ 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第８条〔3x3 推進委員会の開催〕

3x3 推進委員会は、原則として隔月１回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合、または委員現在数の３分の１以上から付議すべき事項を示して委員会の開催を請求された場合は、その請求があった日から１５日以内に臨時 3x3 推進委員会を開催しなければならない。

第９条〔3x3 推進委員会の招集・議長〕

① 3x3 推進委員会の議長は、3x3 推進委員長または委員長が予め指定した委員がこれにあたる。

② 推進委員会の招集は、委員長が委員に対し、付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催の日の７日前までに書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、各委員の同意を得て、この期間を短縮することができる。

③ 委員長が欠けた場合または委員長に事故がある場合は、委員が委員会を書面または電磁的方法にて招集する。

第１０条〔委員の職務および所管事項〕

① 3x3 推進委員会の所管事項は、別途定めるものとする。

(1)3x3 推進事業に関する事項

(2)その他 3x3 推進委員会で議決するものとして、本協会で定められた事項

② 3x3 推進委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、また諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

第１１条〔委員長の権限〕

① 3x3 推進委員会の委員長は、次の各号の権限を有する。

(1)委員を選定し、委嘱すること

(2)理事会に出席し、その所管事項に関する報告または、意見陳述を行う。

(3)緊急を要するため、3x3 推進委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること。

② 3x3 推進委員会の委員長は、前項第 3 号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第１２条〔定足数等〕

① 3x3 推進委員会は、委員現在数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

② 3x3 推進委員会の議事は、本規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

③ 各専門委員会の委員長は、3x3 推進委員会に出席して意見を述べることができる。

第１３条〔3x3 推進委員の議決権〕

① 各推進委員は、委員会における一議決権を有する。

② 出席委員のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるかまたは書簡による投票は認められないものとする。

第１４条〔議決〕

① 委員会の議決は、本規約に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

② 前項前段の場合において、議長は委員として議決に加わることはできない。

第１５条〔議決の省略〕

委員が、委員会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の議決があったものとみなす。

第１６条〔報告の省略〕

① 委員が委員の全員に対し、委員会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を委員会に報告することを要しない。

② 前項の規定は、第１０条〔委員の職務および所管事項〕の規程による報告には適用しない。

第１７条〔議事録〕

委員会の議事については、議事録を作成し、これを保存する。

第３節　3x3 各種会

第１８条〔3x3 各種会の設置〕

本協会の 3x3 事業遂行上必要ある場合は、3x3 推進委員会の議決を得て、次の各号の各種会を置くことができる。

(1) 総務会
(2) 競技・技術会
(3) 女子競技普及会

第１９条〔組織およびメンバー〕

① 各種会は、それぞれリーダーおよび若干名のメンバーをもって構成する。
② 各種会のリーダーは、本協会役員、ブロックおよび都道府県バスケットボール協会役員のほか、本協会の事業に関し、知識経験および熱意を有する者のうちから、3x3 推進委員会の議決を得て委嘱する。

第２０条〔メンバーの任期〕

① 各種会のリーダーおよびメンバーの任期は 3x3 推進委員会の任期と同様とする。
② 補欠または増員により選定されたメンバーの任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
③ メンバーは、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第２１条〔招集・議長〕

① 各種会は、3x3 推進委員長の承認のもと各種会のリーダーが招集し、その議長となる。
② 各種会の招集は､各メンバーに対し会日の７日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。
③ 各種会のリーダーは、各種会を開催した後、これを 3x3 推進委員会に報告しなければならない。

第２２条〔所管事項〕

① 各種会の所管事項は、別途定めるものとする。
② 各種会は、所管事項に関し、3x3 推進委員会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、3x3 推進委員会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
③ ２つ以上の各種会の所管事項に該当する事項については、合同でこれを開催し、またはリーダー間で協議したうえ、3x3 推進委員会に付議するものとする。

第２３条〔3x3 推進グループとの連携〕

各種会は、事業の実施に関しては予め本協会 3x3 推進グループと密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第４章　選手

第１節　選手

第２４条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会に登録する 3x3 選手（以下本章において「選手」という）の義務および所属条件に関する事項について定める。

第２５条〔選手の義務〕

① 選手は、本協会の定款および基本規程、ならびに本規程、これらに付随する諸規程を遵守しなければならない。

② 選手は、プレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。

③ 選手は、国際オリンピック委員会（ＩＯＣ）およびＦＩＢＡの規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。

第２６条〔禁止事項〕

選手は、次の各号の行為を行ってはならない。

(1) ＩＯＣおよびＦＩＢＡが定める禁止物質の使用

(2) 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与

第２７条〔日本代表チームへの招聘〕

① 選手は、本協会により日本代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該チームの公式活動へ参加する義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない場合は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

② 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動に、原則として無償で参加しなければならない。

③ 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動中、本協会が指定するユニフォームおよび用具等を使用しなければならない。

第２８条〔選手の肖像等の使用／広告宣伝活動〕

① 本協会の主催する競技会に参加する選手の当該競技会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、原則として本協会に帰属するものとする。″

② 選手は、3x3 競技選手として、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演、新聞・雑誌等の取材を応諾、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等（以下「広告宣伝活動等」という）に関与する場合、本協会に予め届け出て、その承認を得なければならない。″

③ 前項の規定にかかわらず、予め本協会の承認を得た広告宣伝活動等に関する規定を有するオーガナイザー等は、選手からの広告宣伝活動等の届け出について、当該規定に基づき、許諾の可否を判断することができる。

④ 前２項の場合、本協会は、所定の承認料を選手から徴収することができる。

⑤ 選手は、本協会またはオーガナイザー等が自らのために広報・広告宣伝活動を行う場合、原則として無

償で協力しなければならない。

第２９条〔選手契約〕

① 本章でいう「契約」とは、有償・無償を問わず、選手とその所属チーム等によって締結される、3x3 選手としての所属および 3x3 競技大会への参加に関する書面による取り決めをいう。

② 契約の対象となる選手は、満１５歳以上（ただし、中学校在学の選手を除く）であること。なお、契約金や賞金等が発生する契約において、当該選手が契約締結時に２０歳未満である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。

③ 契約の最長期間は４年間とする。

④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日から第４１条〔シーズン〕に規定するシーズンの終了時までとする。

⑤ 契約は、統一契約書式またはそれに準じる契約書式により締結されなければならない。

⑥ 契約においては、次の各号の原則が適用される。

(1) 契約当事者は、契約を尊重しなければならない。

(2) 契約当事者は、正当事由のない限り、契約を解除することができない。

⑦ 契約においては、契約の当事者選手の医学上の検査が良好であること、または査証等当事者選手の就業に関する行政による認可の可否を契約の効力発生条件としてはならない。

⑧ 本協会または契約の当事者チームが所属する団体は、前⑥項の違反当事者に対して、スポーツ上の制裁を科すことができるものとする。

第３０条〔選手エージェント等〕

選手エージェントの活動およびその役務の利用については、別に本協会が定める「選手エージェント規則」に従うものとする。

第２節　選手登録

第３１条〔趣旨〕

本章の規定は、3x3 選手の本協会への登録に関する事項について定める。

第３２条〔選手登録の義務〕

① 3x3 選手は、第３４条〔選手登録の手続き〕の定めるところにより、本協会への選手登録を行わなければならない。ただし、選手本人もしくわ、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。

② 未登録選手は JBA3x3 競技会に出場することはできない。

第３３条〔重複登録〕

選手は、本協会加盟チームに所属するバスケットボール選手とは別に 3x3 選手として登録をすることができる。

第３４条〔選手登録の手続き〕

① 3x3 選手は、本協会の公認 3x3 競技会申込みまでに、本協会の定める 3x3 会員登録管理システムを使

用し、本協会へ登録手続きを完了しなければならない。

② 選手登録は、3x3 会員登録管理システム上の当該選手の情報が、本協会に到達した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第３５条〔登録料〕

選手は、次の各号のいずれか該当する種別に定める 3x3 選手登録料を本協会に納付しなければならない。ただし、中学生以下の登録料は無料とする。

(1) 一般（高校生以上）　　1,000 円

(2) 一般（高校生以上）/本協会バスケットボール選手登録者　　前項の半額

第３６条〔登録の変更・取消〕

① 登録選手は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。

② 登録選手が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。

第３７条〔登録有効期間〕

① 登録の有効期間は、毎年４月１日より翌年３月３１日までの１年間（以下「登録年度」という）とする。ただし、年度をまたぐ競技会に参加している場合はこの限りではない。

② 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日（３月３１日）までとする。

第３８条〔シーズン〕

① シーズンは、年度の最初の JBA3x3 競技大会開催日から、最終の JBA3x3 競技大会開催日までの期間とする。ただし、年度をまたぐ競技会は、当該競技会の開幕日が属する年度のシーズンに属するものとする。

② 選手は、１つのシーズン期間中に 3x3 日本選手権大会（都道府県予選大会を含む）において、2 チーム以上のために出場してはならない。

第３９条〔登録情報の管理〕

本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報（当該選手が、過去に登録された全ての所属都道府県などの情報）を管理するものとする。これらの情報は、必要に応じて、当該選手が新たに所属する都道府県に対し発行される。

第４０条〔外国籍選手の登録〕

① 外国籍選手が、JBA3x3 公認競技大会に出場する場合は、JBA3x3 競技者登録を行わなければならない。ただし、本協会またはオーガナイザー等が国内での 3x3 競技大会開催の為だけに、国外から招聘した 3x3 選手よびチームに関して、これの対象外とする。

② 外国籍選手の 3x3 競技大会への出場条件等は、大会のオーガナイザー等が要項で定めるものとする。

③ 外国籍選手に対し、契約金や賞金等の支払いが発生する、または発生する可能性を有する場合は、必ずオーガナイザー等が、当該選手の入国および滞在を証明する入国査証等の確認を行うものとする。

第５章 審判

第１節　総則

第４１条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会及び JBA3x3 公認オーガナイザーが主催・主管する 3x3 競技大会の審判員（以下「3x3 審判員」という）に関する事項を定めることを目的とする。

第４２条 〔本協会の統制〕

本協会は、日本国内において行われるすべての 3x3 競技大会の審判に関する事項について統制する権限を持つ。

第４３条 〔3x3 競技大会における審判員〕

3x3 日本選手権大会および 3x3 日本選手権都道府県大会の審判を担当することができるのは、本協会または都道府県バスケットボール協会等に登録した公認審判員であること。それ以外の JBA3x3 競技大会についても原則、公認審判員であることが望ましい。

第２節　審判員の義務

第４４条 〔義務〕

審判員は、本協会が定める講習、研修会等に参加し、自己の審判技術の向上に努め、積極的に審判活動を行わなければならない。

第４５条 〔服装等〕

審判員の服装は、原則、本協会の推奨するウェア等であり、競技者の服装と明確に区別できる色で、かつ、当該 3x3 競技大会を担当する審判員の服装が統一されていること。

第４６条〔協 議〕

本節に定めなき事項については、理事会で定める。

第６章 指導者

第４７条〔3x3 指導者〕

3x3 競技大会においては、監督またはコーチ等をベンチに置くことはできないが、3x3 競技の普及および競技力向上の為、3x3 選手あるいは 3x3 チームの指導および指揮する者は、本協会が認定する指導者ライセンスを保有していることが望ましい。

第４８条〔指導者ライセンスの種類〕

3x3 選手あるいは 3x3 チームの指導および指揮する者の本協会認定指導者ライセンスの種類は問わない。

第７章 JBA３ｘ３公認オーガナイザー

第１節 総則

第４９条〔趣旨〕

本協会は、3x3 競技大会を通し、3x3 競技者人口の拡大を図り、かつ、日本国内におけるバスケットボールの普及に寄与する為、JBA3x3 競技大会の主催・主管権を本協会が公認した団体または個人に与え、JBA3x3 公認オーガナイザーとする。

第５０条[権利]

JBA3x3 公認オーガナイザーには次の各号の権利が与えられる。

（１）JBA3x3 公認オーガナイザーは、JBA3x3 競技大会の主催、主管をする権利が与えられる。

（２）JBA3x3 公認オーガナイザーは、本協会が運営を行う TeamJBA3x3 サイトを通して大会告知、募集を行うことができる。

（３）JBA3x3 公認オーガナイザーは、本協会が運営を行う TeamJBA3x3 サイトを通して TeamJBA3x3 競技者登録者に、イベント情報などを配信することができる。

第５１条[公認条件]

JBA3x3 公認オーガナイザーは、FIBA および本協会の 3x3 活動の趣旨および、目的を理解、賛同する団体または個人であることを条件とする。

第５２条[JBA3x3 公認オーガナイザーの義務]

JBA3x3 公認オーガナイザーは次の各号の義務を順守すること。

（１）本協会に公認申請書類を提出すること。

（２）第５７条に定める登録料を納めること。

（３）JBA3x3 競技会の開催にあたって、TeamJBA3x3 大会登録システムを使用すること。

（４）FIBA が運営する FIBA3x3Planet、FIBA3x3EventMaker を通し、FIBA3x3 オーガナイザー登録を行うこと。

（５）JBA3x3 競技会の開催にあたっては、FIBA3x3Planet 及び、FIBA3x3EventMaker に大会登録を行い、FIBA 承認大会とすること。

（６）開催した大会の結果を FIBA3x3Planet 及び FIBA3x3Event Maker に大会結果を反映させること。

（７）FIBA および本協会が定める、オーガナイザーガイドブックを順守すること。

（８）JBA3x3 公認オーガナイザーは、本規程を順守すること。

（９）JBA3x3 公認オーガナイザーは、自己の責任において、3x3 競技大会の開催をすること。

第２節 JBA3x3 公認オーガナイザー登録

第５３条[公認手続き]

JBA3x3 公認オーガナイザーに登録しようする団体（または個人）は、次に各号の各手続きを行い、本協会の承認を得なければならない。

（１）所定の公認登録申請書を本協会に提出する。

（２）本規定の第５４条に定める登録料を期日までに本協会に納める。

（３）TeamJBA3x3 および FIBA3x3Planet、FIBA3x3Event にオーガナイザー登録を行う。

第５４条[公認登録料]

JBA3x3 公認オーガナイザーの登録は年間１万円とする。

第５５条[公認登録の更新]

JBA3x3 公認オーガナイザーの登録期間は１年間とし、期間は毎年４月１日から翌年３月３１日を１年間とする。次年度に継続する場合は、TeamJBA3x3 サイトにて更新手続きを行い、本協会に年間計画を提出した上で、登録料を納めなければならない。

第５６条[公認登録の取り消し]

JBA3x3 公認オーガナイザーが次の各号のいづれかに該当するときは、本協会の判断により、公認登録の取り消しを行うことができる。

（１）FIBA および本協会の名誉を傷つける、または、その目的に違反する行為があったとき。

（２）本規程に違反があったとき。

（３）JBA3x3 公認オーガナイザー申請書の提出内容に虚偽が発覚したとき。

第８章　3x3 競技大会

第１節　総則

第５７条〔趣旨〕

本章の規定は、日本国内において開催される 3x3 国内競技会および 3x3 国際競技会の組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第５８条〔主催権〕

① 日本国内において開催される 3x3 競技大会は、全て本協会の管轄下にあり、特に複数の都道府県に跨って開催される競技会等の主催権は、全て本協会に帰属する。

② 本協会は、前項の主催・主管権を、JBA3x3 公認オーガナイザーに譲渡することができ、JBA3x3 公認オーガナイザーが主催・主管をする 3x3 競技大会を JBA3x3 競技大会とする。

③ 前２項の場合、主催・主管権を譲渡された者または主催・主管を承認された公認オーガナイザー等は、3x3 競技大会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。

第５９条〔3x3 競技大会の名称の制限〕

本協会が主催する 3x3 競技大会以外は、その名称に「全日本」もしくは「全国」等、全国規模または日本一を決する競技大会を想起する単語を使用することはできない。

第６０条〔主管の委託〕

① 本協会は、本協会の主催する 3x3 競技大会の主管を JBA3x3 公認オーガナイザー等に委託することができる。

② 本協会より主管を委託された JBA3x3 公認オーガナイザー等は、当該競技会の開催に関する収支責任を負うものとし、予め本協会との覚書により、当該競技会の収入超過の処分または支出超過の処理について取り決めておくものとする。

③ 本協会より主管を委託された JBA3x3 公認オーガナイザー等は、当該競技会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。

④ 本協会より委託された 3x3 競技大会が天変地異等の不可抗力により中止となった場合の損失の処理については、本協会と主管者により協議の上決定する。

第６１条〔3x3 競技大会の参加料および賞品〕

3x3 競技大会に参加するチームおよび選手の参加料および賞品（賞金を含む）は、競技大会の価値および選手の年齢・社会的立場等にふさわしいものでなければならない。

第６２条〔JBA3x3 競技大会等〕

都道府県協会および JBA3x3 公認オーガナイザー等が独自に開催する 3x3 競技大会に関する規程は、本規程に準ずるものとする。

第２節　本協会主催 3x3 競技大会

第６３条〔本協会主催の 3x3 競技大会〕

（１）本協会は、3x3 日本選手権大会を主催する。

（２）本協会は、前項の 3x3 競技会以外に、理事会が承認した 3x3 競技大会を主催する。

（３）前２項の本協会主催 3x3 競技大会の開催日程は、開催前年度の 10 月末日までに、本協会および各主管者をもって構成する「国内競技会日程調整委員会」により調整の上決定するものとする。なお、各主管者は、当該委員会の開催前に、予め各競技会の開催概要の素案を策定しておかなければならない。

第６４条〔3x3 日本選手権大会の目的〕

3x3 日本選手権大会（以下「本大会」という）は、3x3 選手が、日本 3x3 界最高の覇者となる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、3x3 の普及および発展に寄与することを目的として実施する。

第６５条〔3x3 日本選手権大会の主催〕

本大会は、本協会が主催する。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合には第三者との共同主催とすることができる。

第６６条〔３ｘ３日本選手権大会の実施要項〕

本大会の運営に関する事項は、「3x3 日本選手権大会開催規程」に別途定める。

第３節　JBA3x3 競技大会の開催

第６７条〔開催の申請〕

① JBA3x3 公認オーガナイザー等が、JBA3x3 競技大会を開催（主催または主管）する場合は、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、以下の項目を TeamJBA3x3 大会登録システムに登録を行うものとする。

（１） 競技会開催の趣旨

（２） 次の諸項目を含む競技会要項

イ　名称

ロ　主催者とその住所地

ハ　主管者とその住所地

ニ　後援の具体的方法

ホ　会期および会場

ヘ　参加範囲

ト　参加資格

チ　競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など）

リ　表彰方法（賞品およびその寄贈者なども含む）

ヌ　参加料（選手１人あたり 4,000 円を上限とする）

（３） オーガナイザー名とその責任者

① 本協会は、前項の登録内容について、必要により変更を指示することができる。
② 前２項に基づき競技大会の開催に関し、前項の記載事項に変更があった場合は、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第６８条〔開催の条件〕

前条に規定する JBA3x3 競技大会開催に際しては、次の各号の条件を満たさなければならない。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

（１)FIBA3x3Planet および、FIBA3x3EventMaker に大会登録を行うこと
（２)参加選手は、全て FIBA3x3Planet および、本協会の 3x3 会員登録システムに登録した選手であること
（３)競技は FIBA および本協会の競技規則により行うこと
（４)参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
（５)参加選手等の傷害について考慮して、自己の責任において 3x3 競技大会を開催すること
（６)FIBA および、本協会が定める 3x3 競技大会開催ならびに運営に関する諸規程に従うこと
（７)審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと
（８)競技場内およびその周辺に発生した選手に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律・プレイクリーン委員会が決定すること
（９)その他本協会が必要と認めた指示に従うこと
（１０）いかなる場合も収支に関して、自己の責任において 3x3 競技大会の運営を行うこと
（１１）大会で使用する器具･用具および選手が着用するユニフォームに関しては、本協会が定める 3x3 器具・用具およびユニフォームに関する規程を遵守するものとする。

第６９条〔主催・共同主催・後援〕

① JBA3x3 公認オーガナイザー等が、自ら主催する 3x3 競技大会に関して、本協会に対し共同主催または後援を依頼する場合は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、本協会基本規程第６７条〔開催の申請〕第１項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。
② 前項により既に承認を得た競技大会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じた場合は、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第４節 国際３x３競技大会

第７０条〔本協会の専属権限〕

本協会はＦＩＢＡが認める我が国唯一の代表機関であり、ＦＩＢＡ加盟国との国際競技大会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、これを行うことができる。

第７１条〔国際競技会の開催の制限〕

国際競技会は、原則として全て本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、または主催することはできない。

第７２条〔本協会以外の団体による 3x3 国際競技大会〕

① 本協会以外の団体が 3x3 国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討した上、これを承認することができる。

② 前項の場合、本協会、本協会の JBA3x3 公認オーガナイザーのいずれかが当該競技会を主催しなければならない。

③ 本協会がＦＩＢＡおよびＦＩＢＡ ＡＳＩＡ等の依頼に基づき、その主催する競技大会を日本国内で開催する場合には、その競技大会の運営は、本協会または本協会が定めた大会組織委員会が行う。

第７３条〔海外における 3x3 競技大会への参加〕

① ＦＩＢＡまたはＦＩＢＡ ＡＳＩＡ等より、その主催する競技大会への出場要請があった場合は、本協会が出場チームを決定し、派遣するものとする。

② 前項の場合を除き、3x3 登録選手を選抜して組織したチームが外国で開催される競技会に参加しようとする場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。

第９章　事業

第７４条[事業]

本協会基本規程に準ずる。

第１０章　会旗および標章

第７５条[会旗および標章]

本協会基本規程に準ずる。

第１１章　表　彰

第７６条[表彰]

本協会基本規程に準ずる。

第１２章　懲　　罰

第７７条[懲罰]

本協会基本規程に準ずる。

第１３章 ドーピングの禁止

第７８条[ドーピングの禁止]

本協会基本規程に準ずる。

第１４章　　改　　正

第７９条[改正]

本規程の改正は、3x3 推進委員会の承認を得た上で、理事会の承認を得て、これを行う。

第１５章　附　　則

第８０条[附則]

①本規程は、平成 26 年 2 月 12 日から施行する。

平成 28 年 3 月 9 日一部改定

②本規規程第３６条について、平成 28 年度の公益財団法人日本バスケットボール協会 3x3 選手登録料については、無料とする。次年度（平成 29 年度）以降の本協会３ｘ３選手登録料については、平成 28 年度の登録状況等を鑑みて、決定をする。また、都道府県協会 3x3 登録料については、上記金額を限度額として設定することができるものとする。